

## 感染症および食中毒の予防並びにまん延防止のための指針

### 第1条 目的

本指針は、訪問看護事業において感染症および食中毒の発生を予防し、万一発生した場合においても迅速かつ適切に対応することにより、利用者、職員および地域社会への感染拡大を防止することを目的とする。

### 第2条 基本方針

当事業所は、感染症および食中毒の予防ならびにまん延防止のため、次の基本方針に基づき対策を実施する。

1. 標準予防策（スタンダードプリコーション）を基本とし、すべての利用者に対して感染防止対策を実施する。
2. 感染症または食中毒の発生が疑われる場合は、速やかに管理者へ報告し、必要に応じて医師、保健所等の関係機関と連携する。
3. 職員一人ひとりが感染防止の重要性を理解し、日常業務において適切な衛生管理を徹底する。
4. 利用者および職員の安全確保を最優先とし、感染拡大防止に努める。

### 第3条 感染予防の基本

当事業所は、感染症予防のため、次の対策を実施する。

1. 手洗いおよび手指消毒の徹底
2. マスク、手袋、エプロン等の個人防護具（PPE）の適切な使用
3. 血液・体液・排泄物等への接触防止
4. 医療廃棄物および使用済み物品の適切な処理
5. 訪問バッグ、医療器具、タブレット等の清拭・消毒
6. 車両および業務物品の衛生管理

### 第4条 食中毒の予防

当事業所は、食中毒の発生を防止するため、次の対策を実施する。

1. 食品衛生に関する基本的知識の周知
2. 調理前後の手洗いの徹底
3. 食品の適切な保存および管理
4. 利用者宅における衛生環境への配慮

### 第5条 感染症および食中毒発生時の対応

感染症または食中毒の発生または疑いが生じた場合は、次の対応を行う。

1. 利用者および職員の安全確保を最優先とする
2. 速やかに管理者へ報告し、必要に応じて医療機関および保健所へ相談する
3. 発生状況および対応内容を記録し、再発防止策を検討する
4. 必要に応じて関係機関と連携し、感染拡大防止に努める

## 第6条 職員の健康管理

当事業所は、職員の健康管理を徹底し、感染症の予防に努める。

1. 発熱、咳、下痢等の症状がある場合は出勤を控える
2. 日常的な健康観察を行い、体調変化を速やかに報告する
3. インフルエンザ等の予防接種を推奨する
4. 感染症罹患時は就業規則等に基づき勤務停止等の措置を行う

## 第7条 教育および研修

当事業所は、感染症および食中毒の予防のため、次の教育・研修を実施する。

1. 年1回以上の感染症対策研修の実施
2. 新規採用時の感染症対策教育
3. 必要に応じた外部研修への参加

## 第8条 指針の見直し

本指針は、法令改正、社会情勢の変化、感染症発生状況等を踏まえ、定期的に見直しを行う。

## 附則

本指針は 2024 年 4 月 1 日より施行する。